

# 志摩広域消防組合の締結する契約等からの 暴力団等排除措置要綱

(平成24年5月29日)  
訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩広域消防組合が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 契約等 志摩広域消防組合が締結する契約、協定その他これらに類するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約
  - イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務の契約
  - ウ 設備の保守、清掃、警備その他役務の提供等に係る委託契約又は製造の請負契約
  - エ 物件の購入、借入れ、売払い又は貸与等の契約
  - オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約
  - カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定
  - キ アからカまでに掲げるもの以外の契約、協定その他これらに類するものであって、暴力団等の不当な介入を排除する必要があると管理者が認めたもの
- (2) 受注者 志摩広域消防組合が締結する契約等の相手方となる者（下請けを含む。）
- (3) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 志摩広域消防組合契約規則（平成16年志摩広域消防組合規則第20号）第2条により準用する志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号）第3条第2項若しくは第3項又は第17条の規定に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者

イ アに掲げる者以外の者であって、志摩広域消防組合の競争入札の参加者となるもの又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、受注者となるため、志摩広域消防組合に申請、登録の申込み等を行った者

(4) 法人等 法人、法人格を有しない団体及び個人事業主をいう。

(5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人

(6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(7) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

(8) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

(9) 不当介入 受注者に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 管理者は、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1に掲げるいずれかの場合に該当するものとして警察等関係行政機関から通報があり、受注者として不相当と認められるときは、志摩広域消防組合建設工事等指名停止措置要綱（平成24年志摩広域消防組合訓令第1号。以下

「指名停止措置要綱」という。)に基づき、指名停止等適切な措置を講ずるものとする。ただし、第2条第3号イ又はウに該当する者の場合は、指名停止措置要綱に準じた措置又は契約等の相手方から当分の間排除する措置を講ずるものとする。

(関係官公庁等からの情報入手に伴う対応)

第4条 管理者は、必要に応じ、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1のいずれかに該当するか否かを警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができる。

2 前項の確認の結果、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1のいずれかに該当すると確認された場合には、前条の規定に準じ、指名停止等適切な措置を講ずるものとする。

(契約等における資材購入等の排除)

第5条 受注者は、受注者と取引関係のある別表第2に掲げる資材販売業者若しくは廃棄物処理業者(以下「資材販売業者等」という。)又はその役員等が暴力団等と認められるときは、その資材販売業者等から別表第3に掲げる資材等を購入し、又は別表第2に掲げる施設を使用してはならない。

2 管理者は、警察等関係行政機関から前項に該当する資材販売業者等に係る通報があったときは、受注者に通知するとともに、受注者が当該事実を知りながら同項に違反していると認めるときは、第3条の規定に準じ、指名停止等適切な措置を講ずるものとする。

(契約等の解除)

第6条 管理者は、受注者に対し、第3条又は第4条の規定による措置を講じたときは、当該契約等を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第7条 管理者は、受注者が志摩広域消防組合と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者に対し、その旨を直ちに志摩広域消防組合へ報告するよう求めるとともに、所轄の警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を依頼するものとする。

2 管理者は、受注者から前項の規定による報告があったときは、速やかに所轄の警察署へ連絡し、協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出するよう指導するものとする。

3 所轄の警察署から、受注者が所轄の警察署への通報を怠ったことが認められる旨の通知が管理者にあったときは、受注者に事実確認を求めるものとする。

4 前項の規定による確認の結果、所轄の警察署への通報及び管理者への報告を怠ったことが確認された場合、第3条の規定に準じ、指名停止等必要な措置を講ずるものとする。

5 管理者は、受注者が不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときには、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報の管理)

第8条 管理者は、第3条、第4条及び第5条において知り得た情報の管理の徹底及び当該情報の漏洩防止に努めるものとする。

(所轄警察署との連携)

第9条 第3条、第4条及び第5条の規定に基づき措置を講ずる場合の具体的な手続については、管理者と所轄の警察署長との間で別途定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係行政機関との密接な連携を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

- 1 入札参加資格者等、その役員等が暴力団等と認められるとき。
- 2 入札参加資格者等、その役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。
- 3 入札参加資格者等、その役員等が暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 入札参加資格者等、その役員等が暴力団等と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが年1回でもその事実がある場合は、当該要件に該当することとする。）
- 5 入札参加資格者等、その役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶこと又は暴力団関係者が開催するパーティ等その他の会合に招待すること若しくはされること（同席する関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まないこととする。））。
- 6 入札参加資格者等、その役員等が暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

別表第 2（第 5 条関係）

**【資材販売業者】**

- ・ 個人が経営する会社等
- ・ 法人が経営する会社、商社等
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく中小企業団体、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく中小企業等協同組合及びその構成員
- ・ その他資材を販売する事業者、会社、組織等一切

**【廃棄物処理業者】**

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 2 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第 1 4 条第 1 2 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第 1 4 条の 4 第 1 2 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

**【廃棄物処理施設】**

- ・ 廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第 1 5 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。

別表第 3（第 5 条関係）

**【資材】**

- ・ 生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂、コンクリート二次製品等

**【物品】**

- ・ 納入物品、これに附属する部品等